

## 「水のいのちとものづくり中部フォーラム」規約

### ■総則

#### 第1条 (名称)

本フォーラムの名称は、「水のいのちとものづくり中部フォーラム」とする（以下、本フォーラムという）。

#### 第2条 (目的)

本フォーラムは、中部の持つ水技術や、水との関わりの経験を、水問題解決のためのソリューション・パッケージの形に昇華し、中部発のビジネス展開につなげるとともに、地域や国際社会の発展に貢献していくことを目的とする。

#### 第3条 (適用)

本規約は、「水のいのちとものづくり中部フォーラム」の運営について定める。

#### 第4条 (事務局)

本フォーラムは、(社)中部経済連合会、(社)中部建設協会および(独)水資源機構中部支社が運営および事務を行う。

2. 事務局長は、(社)中部経済連合会が担当する。

#### 第5条 (事業)

本フォーラムは、第2条の目的を達成するために、次号に掲げる事業を行う。

- (1) 国内・海外水ビジネス展開に関するニーズ・シーズ情報収集
- (2) 国内・海外水ビジネス展開に向けたビジネス・パッケージの検討
- (3) 国内・海外水ビジネス展開に係る研究開発支援
- (4) 水に関する教育など人材育成支援
- (5) 国内・海外水ビジネスの実展開段階における各種支援
- (6) その他、メンバー間の情報共有、対外広報等、海外水ビジネス展開に関する事業

### ■構成

#### 第6条 (会員の種類)

本フォーラムの会員は、顧問、幹事会会員、および特別会員、一般会員、により構成される。

2. 会員および会費については、別添の会員規程に定める。

### ■組織

#### 第7条 (フォーラムの構成)

本フォーラムは、総会、幹事会、部会により構成される。

## 第8条（会長）

本フォーラムに会長を置く。

2. 会長は、(社)中部経済連合会会長とする。

## 第9条（総会）

総会は、全会員によって構成される。

2. 総会は会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。
3. 定例総会は毎年1回、会計年度終了後に開催する。
4. 臨時総会は次の場合に開催する。
  - 1) 幹事会が必要と認め招集の請求をしたとき
  - 2) 会長が必要と認めたとき
5. 総会では次の事項を決議する。
  - 1) 活動計画及び活動報告
  - 2) 収支予算及び決算
  - 3) その他フォーラムに関わる重要事項
6. 総会の議事は、出席した会員(委任状を含む)の過半数の同意をもってこれに決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

## 第10条（幹事会）

幹事会は、幹事会会員によって組織され、総会に上程する議案およびその他重要事項を審議する。また、フォーラム事業全般の実行管理を行う。

2. 幹事会は随時開催する。
3. 幹事会の議長は事務局長がこれにあたる。
4. 幹事会は事務局長により招集され、その過半数の出席により成立する。
5. 幹事会の議事は出席者の過半数を持って決議する。賛否同数の場合は、事務局長の決するところとする。
6. 幹事会では次の事項を審議する。ただし、規約、会員規程、フォーラム運営に関する事項は幹事会において決議するものとする。
  - 1) 規約、会員規程、フォーラム運営に関する事項
  - 2) 活動計画及び活動報告
  - 3) 収支予算及び決算
  - 4) その他フォーラムに関わる重要事項
7. 幹事会へ編入または退会しようとする会員は、幹事会の承認を得なければならない。

## 第11条（部会等）

本フォーラムは、第5条の活動を推進することを目的に、幹事会のもとに部会等をおくことができる。

2. 部会等には、リーダーまたは部会長をおく。リーダーまたは部会長は幹事会会員の中から選任する。

## ■財産及び会計

### 第12条（会計年度および財産等）

本フォーラムの会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

2. 本フォーラムの財産は、会費、各種団体からの受託費・助成金およびその他の収入をもって構成し、会長がこれを管理する。
3. 本フォーラムの経費は、資産をもって支弁し、次の各号に掲げる費用に支弁するものとする。
  - 1) 事務局経費
  - 2) 総会及び幹事会開催費
  - 3) 当該事業年度の事業計画を執行する費用
  - 4) その他総会の議決で承認された事項
4. 毎事業年度の決算において剰余金が発生したときは翌年度に繰り越すものとする。

### 第13条（会計監査等）

会長は、毎会計年度終了後速やかに活動報告及び決算書類を作成し、会計監事の監査を経た後、総会の承認を受けなければならない。

2. 会計監事は、幹事会会員以外の会員が担当する。

### 第14条（活動計画及び予算）

会長は活動計画及び収支予算を作成し、総会の承認を受けなければならない。

## ■規約の変更

### 第15条（規約変更の決議）

本規約は、幹事会において、第10条第6項の決議をもって変更することができる。

## ■解散

### 第16条（解散の決議）

本フォーラムは、総会において、全会員の過半数(委任状を含む)が出席し、その3分の2以上の賛成をもって解散することができる。

### 第17条（残余財産の処分）

本フォーラムが解散した場合の残余財産の処分については、総会の決議によるものとする。

■雑則

第18条 (細則)

本規約の施行に必要な細則は、総会において別に定める。

■附則

1. 本規約は平成21年12月15日より施行する。
2. 本規約は平成23年3月24日より施行する。